

○松山養護老人ホーム事務組合職員の分限に関する条例

制 定 平成4年3月26日条例第3号

松山養護老人ホーム事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和49年条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第2条 本組合職員の分限に関しては、松山市職員の分限に関する条例（昭和26年松山市条例第25号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。